

●香川県告示第293号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により指定登録機関を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により告示する。

令和5年11月24日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指定登録機関の名称及び住所
一般社団法人香川県建築士会
高松市天神前6番34号
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
高松市天神前6番34号
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
令和6年4月1日
- 4 指定年月日
令和5年11月20日